

後期高齢者医療保険のお知らせ

「後期高齢者医療資格確認書」が8月1日に更新されます

8月1日からお使いいただく新しい資格確認書を7月下旬に送付します。

対象者

- ・75歳以上のすべての方。(生活保護を受けている方は除かれます。)
- ・65歳以上75歳未満で、一定の障害があると認定されており、後期高齢者医療の保険証をお使いの方。

内 容

医療機関等の窓口でご負担いただく自己負担割合は、住民税課税所得に応じて、「1割」、「2割」又は「3割」となります。

送付する資格確認書の見本

- ・新年度資格確認書の色は、「セピア色」です。(表面)

65歳以上75歳未満の方で一定の障害がある方は、申請により後期高齢者医療制度へ加入することができます。



後期高齢者医療保険料について

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

令和7年度の保険料率

※保険料率は、2年ごとに見直されます。

均等割額

47,500円

所得割率

9.66%

個人ごとの保険料の決めかた

1年間の保険料額
(100円未満切捨て)

=

均等割額
47,500円

+

所得割額
(賦課のもととなる金額) × 9.66%

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等-基礎控除額

※保険料額の賦課限度額(上限)は、80万円です。

保険料の軽減について

◆所得が低い方に対する軽減

世帯の所得状況に応じて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
①43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	7割
②43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+「30.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+「56万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

◆会社などの健康保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減されます。また、所得割額の負担はありません。(国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。)

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線129